

広島県告示第千六十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十二条第二項の規定によって、次のとおり猟法を禁止する。

平成十九年十月二十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

次の区域及び期間においてくくりわなを使用して狩猟鳥獣を捕獲してはならない。

一 区域

広島市佐伯区湯来町地内の一般国道四三三号と一般県道二九二号線との交点を起点として、同一般県道を南方に進み一般県道四六一号線との交点に至り、同所から一般県道四六一号線を西方に進み広島市と廿日市市の行政界との交点に至り、同所から同行政界を西方に進み、北方に進み広島市と安芸太田町の行政界との交点に至り、同所から広島市と安芸太田町の行政界を東方に進み一般国道四三三三号との交点に至り、同所から同一般国道を南方に進み一般県道二九二号線との交点に至る線に囲まれた区域

二 期間

平成十九年十一月一日から平成二十年十月三十一日まで

一 区域

安芸高田市地内の中国縦貫自動車道より南側の区域一円

二 期間

平成十九年十一月一日から平成二十三年十月三十一日まで